

公立病院及びその他の医療機関の具体的対応方針の決定について

国通知「地域医療構想の進め方について」を踏まえた、公立病院及びその他の医療機関の具体的対応方針の決定について、次のとおり協議を実施する。

1 協議対応

第2回調整会議では、公立病院及び病院（急性期）を基本に協議を実施
それ以外の病院等については、平成31年度以降の調整会議で協議を実施

区分	協議対応
公立病院	第2回調整会議で協議
その他の医療機関	次の優先順位により、第2回以降の調整会議で協議 ①病院（急性期）、②病院（回復期）、③病院（慢性期）、 ④有床診療所

2 協議方法

公的医療機関等 2025 プラン及び医療機関 2025 プランに基づき、地域の中核を担う公的医療機関の対応方針や、病床機能報告の分析等による個別医療機関の取組状況等を踏まえ、次の項目を中心に、具体的対応方針を協議

（協議項目）

協議項目	主な内容
2. 今後の方針	平成 37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割 等
3. 具体的な計画	平成 37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数 等

（参考：公立病院の確認事項）

- 構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお、次の①～④の医療を公立病院において提供することが必要か
 - ①民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - ②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - ③地域の民間医療機関では限度のある高度・先進医療の提供
 - ④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能
- 民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているか